

半田市介護認定審査会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(認定審査会の委員)

第2条 認定審査会の委員は、原則として保険者である半田市の職員以外の者を委員として委嘱することとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、保健・医療・福祉の専門職であって認定調査等の介護保険事務に直接従事していない職員を委員に委嘱することができる。

(合議体の長)

第3条 合議体の長は、合議体の会務を総理する。

2 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(審査及び判定)

第4条 認定審査会は、審査対象者について、認定調査票のうち「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らして、以下の事項について審査及び判定を行う。

(1) 要介護状態又は要支援状態に該当すること

(2) 要介護状態にある場合には、その介護の必要の程度に応じて要介護認定基準で定める区分

2 認定審査会は、40歳以上65歳未満の審査対象者については、「主治医意見書」により介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定される特定疾病によって生じている障がい¹を原因として要介護状態又は要支援状態となっていることを確認する。

3 認定審査会は、特に必要がある場合については、以下の意見を付することができる。

(1) 被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項

(2) 指定居宅サービス又は指定施設サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項

- (3) 被保険者の認定有効期間の決定に関する事項
- (4) 被保険者のサービス利用の指定に関する事項
- (その他)

第5条 事前の準備として、市は、認定審査会に先立ち、当該開催日の認定審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決め、該当する審査対象者について以下の資料を作成し、氏名、住所など個人を特定する情報を削除し、あらかじめ認定審査会委員に配付する。

- (1) 基本調査の調査結果を用いて、コンピュータによって分析・判定された結果
- (2) 特記事項の写し
- (3) 主治医意見書の写し

2 審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者は、当該合議体に委員として判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることはできる。

3 認定審査会は、必要に応じて、審査対象者及びその家族、主治医、調査員並びにその他専門家の意見を聞くことができる。

4 認定審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(受託)

第6条 認定審査会は、被保険者以外の者に係る介護扶助のための要介護状態等の審査及び判定の業務を受託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

